

新居浜工業高等専門学校リエゾンルーム利用要項

平成17年要項第4号

(目的)

第1条 外部の多様な人材との連携を図ることにより，地域連携を一層推進するための交流拠点として，リエゾンルームを置く。

(利用内容)

第2条 リエゾンルームは，次の各号により利用するものとする。

- (1) 共同研究，受託研究，その他産学連携に関する打ち合わせ
- (2) 共同研究員，地域関係推進員等の業務遂行拠点
- (3) 愛テクフォーラム会員の打ち合わせ
- (4) 技術職員打ち合わせ

(利用方法)

第3条 共同研究員，地域関係推進員等が業務を行う場所として利用する場合は，別紙の利用申請書により，本校教職員が高度技術教育研究センター長に申請し，承認を得るものとする。

2 打ち合わせをするため利用する場合は，新居浜工業高等専門学校WEBシステムにより，利用予約を行うこととする。

(その他)

第4条 リエゾンルームに関する事務は，総務課で行う。

附 則

この要項は，平成17年11月28日から施行する。

平成 年 月 日

リエゾンルーム利用申請書

高度技術教育研究センター長 殿

申請者所属	
氏 名	印

下記のとおりリエゾンルームを利用したいので、申請いたします。

利 用 者 氏 名	
所 属	
利 用 目 的	
利 用 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
利用する曜日・時間	